

コロナ禍の臨時財政運営方針

1. 本市の状況

本市においては、近年の高齢化など社会構造の変化により、市の財政負担が増加していく中でも、従来どおりの市民サービスの維持・向上に努めてきた。

しかしながら、令和3年度一般会計当初予算要求においては、新型コロナウイルス感染症の拡大(コロナ禍)に伴う市税収入の大幅減が見込まれることなどにより、歳出超過額(歳出要求額から歳入要求額を控除した額)が、現行の予算査定スキームとなった平成25年度以降で最大となるなど、これまでどおりの財政運営を前提としていては、予算編成が非常に困難な状況となっている。

また、この状況は、コロナ禍が収束に向かい、経済活動が正常化するまでの間、継続することが想定される。

2. 臨時財政運営方針

コロナ禍に伴う自治体の税収減に対して、国からの財政支援が講じられることも考えられるが、本市としては、不確実な支援を座して待つのではなく、この厳しい状況下においても持続可能な財政運営への改革を、積極的に推進していくこととする。

具体的には、コロナ禍が収束するまでの間、市税収入の大幅減が継続することを前提として、次の5つの視点に基づいて事業を見直し、“危機対応モード”の財政運営を行うこととする。

- (1)人件費の削減
- (2)本市独自事業全般の見直し
- (3)各種イベントの休止・見直し等
- (4)市民の安全確保等以外の工事や設備整備の先送り
- (5)各種補助金総額の削減

3. 臨時財政運営方針に基づく具体的対応策の検討

令和3年度以降の円滑な財政運営及び予算編成が可能となるよう、次長級職員により構成する「臨時財政改革会議」を設置し、上記2の(1)から(5)について、歳出超過額を圧縮するための具体的な対応策を検討すること。(上記2の(1)から(5)以外についても、必要に応じて、対応策を検討すること。)

ただし、対応策の検討にあたっては、可能な限り、市民生活に大きな影響が生じないように配慮すること。

令和2年10月19日 上尾市長 畠山 稔